（参考１）

獣医事審議会の概要

獣医事審議会

試験部会

委　員

○獣医師国家試験（獣医師国家試験予備試験も含む）に関する事務
（獣医師法第１１条）

○獣医師国家試験（獣医師国家試験予備試験も含む）の受験資格の認定
（獣医師法第１２条第１項、第２項）

○不正受験者の処置
（獣医師法第１４条）

○試験科目等の細目の決定
（獣医師法第１６条第１項）

臨時委員

○獣医師国家試験（獣医師国家試験予備試験も含む）の実施及び受験資格の認定に関する調査審議

専門委員

○獣医師国家試験（獣医師国家試験予備試験も含む）問題案の作成

免許部会

委　員

○欠格要件に該当する者に対する獣医師免許を与えるかどうかについての調査審議
（獣医師法第５条第２項）

○獣医師免許の行政処分（免許の取消し等）に関する事項の処理
（獣医師法第８条第２項）

○広告制限の適正化等の事項について調査審議
（獣医療法第１７条第３項）

計画部会

委　員

○獣医療提供体制整備のための基本方針の策定又は変更
（獣医療法第１０条第４項）

○臨床研修施設の指定（獣医師法第１６条の２第３項）

臨時委員

○獣医療提供体制整備のための基本方針に関する調査審議

○臨床研修施設の指定に関する調査審議